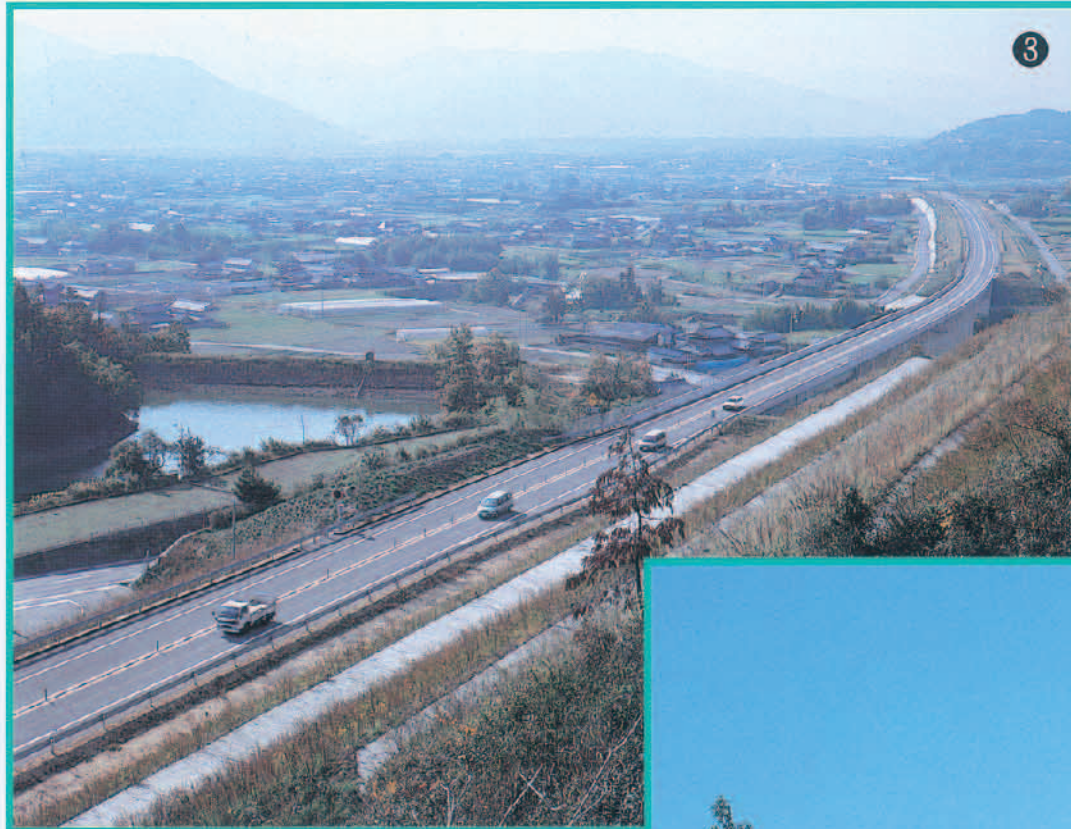




発行  
社団法人  
徳島県公嘱託登記土地家屋調査士協会企画開発部  
徳島市出来島本町2丁目42番地5  
TEL 0886-23-7275 FAX 0886-23-7276  
8支所 総社員数113名  
[ホームページ] <http://www.infoeddy.ne.jp/koushoku/>  
[電子メール] [koushoku@mb.infoeddy.ne.jp](mailto:koushoku@mb.infoeddy.ne.jp)



# 将来の安心のために

公嘱調査士協会が  
携わった公共事業

- ① ハイテクランド徳島 (徳島市)
- ② バストラルゆたか野 (那賀川町)
- ③ 徳島自動車道 (土成町付近)
- ④ 飯尾川公橋付近 (石井町)

昭和六十年土地家屋調査士法の改正により原則一県一個の公  
共嘱託土地家屋調査士協会(長い名称です。正式にはこの上に  
社団法人 徳島県と付きます——略称「公嘱調査士協会」)が設  
立されました。協会は土地家屋調査士のみを社員とし、その専  
門能力を結合して官公署その他公共の利益となる事業を行う者  
による、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量又はそ  
の登記嘱託の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし  
て、社員の会費のみで運営する公益法人で、表示登記に関する  
唯一の専門家集団であります。

今日、公共事業の実施には不動産登記の適正迅速処理は避け  
ておれない重要事項です。しかし国民の権利意識と不動産に  
対する価値観は地図整備の遅れが拍車をかけて、土地に関する  
紛争を増加させております。

当協会も設立後十二年、法務ご当局のご支援もあって、お陰  
さまで漸く事業官公署の認識とご理解も深まり、積極的に活用  
されるようになって参りました。しかし公嘱事件全般から見れ  
ば当協会の扱う事件数はまだほんの一部に過ぎません。これか  
らも社員一同研鑽して、公益法人として公共事業のスムーズな  
推進のお役に立つべく努力を重ねてまいります。勿論社員とし  
ては、業務の結果として個人的充実感や幸福感を得たいと願っ  
ております。しかしそれにも増して、専門知識を生かして公益  
に係わる社会的使命を果たしたいと念願しております。

登記は可成り専門的知識を要求されます。この分野でエキス  
パートの公務員を養成することは大変な時間とコストを要する  
筈です。またエキスパートの存在は、一方では人事交流の妨げ  
の原因ともなりかねず、その人個人にとっても組織にとっても  
必ずしも利益とはならない側面が有るのではないかと思んばか  
ります。民間委託・専門家活用は結局コスト低減につながりま  
す。

今般初版広報誌を発刊するに際し、ご挨拶申し上げますと共  
に、どうか我々専門家を大いに活用下さい、とコミニヤル  
させて頂きます。

今後とも広報を継続し、各官公署や各地の公嘱情報をできる  
だけ掲載したいと計画しております。

今後とも宜しくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上  
げます。



ごあいさつ  
理事長 川原 睦久



# 公嘱調査士協会をもっと身近に!!

## 本部活動報告と現状について

広報紙発刊にあたり、少し詳しく組織の紹介をさせていただきます。

現在、徳島協会には土地家屋調査士会員一五八名中一二三名が社員登録しております。公益法人として昭和六十二年十二月に法務大臣より認可されました。

本部の理事は十五名、理事長の総括のもと総務、経理、業務、企画開発の四つの部が忙しく活動しております。性格上、直接官庁に接する機会が業務部が一番多いのですが、このうちどの部門が欠けてもつまみ潰れ機能しません。ちなみに本紙は企画開発部が担当しております。

これ以外に監査会、常設の業務調査委員会、特別委員会として報酬額の計算ソフト開発委員会やホームページ委員会があります。また全国でホームページを開発しているのは徳島と徳島の二協会しかありませんが、より充実させるべく努力奮闘中です。

支所は県下に八支所があり、それぞれ支所長を中心に業務処理や研修会を行っています。中

### 支所活動報告

#### ◆本部支所連絡協議会の開催

本部と支所の連絡協議会を図るため、県下八支所を三ブロックに分け、連絡協議会がもたれました。

- ・中央ブロック (徳島・鳴門) 五月三十一日
- ・西部ブロック (川島・美馬・三好) 六月二十一日
- ・南部ブロック

はに支所独自の制服を作ったところもあります。詳しくは各支所の活動報告をのぞいて下さい。

さて、本部の事業として昨年度は制度のPRと受託推進、業務研修の充実と受託体制の強化、事務局の整備を重点的に行ってきた。

制度のPRと受託推進については、田地取得業務における公嘱制度の利用と境界確認の重要性を説明させていただきました。はつきり申し上げて我々が



#### ◆プロジェクトチームの運営規程の制定

六月十四日 事務局長の整備、インターネットホームページ開設、裁判所からの境界鑑定依頼について、調査士協会として受託するかどうかの判断、調査、立会をしていない事件の地積測量図に作成者として押印する問題、法務局の支局、山張所の統廃合と支所の管轄の件、等について熱心に討議されました。

大形事件をグループ受託する体制づくりを進めている徳島支所は、社員の内、グループ受託に参加を希望する三十四名を八チームに分け、それまでの六チームを改組しました。これは最近、大形事件が増える傾向にあることを考慮したものです。

#### ◆作業制服の配布

徳島支所では、公嘱事件の立会時に着用する作業服を申し合わせて、ローズ色の作業衣に「公嘱調査士協会徳島支所」と刺し



うした制服を社員に配布しました。立会時、ローズ色の作業衣を着た社員に声をかけて下さい。

### 社団法人 徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会支所長

支所名	支所長名	事務所	電話番号
徳島	鎌田裕之	徳島市佐古五番町2丁目19号	0386-53-1050
小松島	山本達夫	小松島市小松島町新港43番地7	03853-3-0055
鳴門	小原利夫	鳴門市撫養町大桑島字津波23番地101	0386-84-0701
阿波	山市弘	那賀郡那賀川町大字中島1519番地	0384-42-1785
海部	小倉大典	海部郡海部町奥浦字町内100番地1	08847-3-0509
美馬	藤見	美馬郡穴吹町穴吹藤ノ本156番地	0883-52-2274
三好	山内正美	三好郡三好町加茂2524番地6	0883-82-4239
阿波	谷口伸二	阿波郡阿波町字大道北230番地2	0883-35-6682

### 編集後記

難産でしたが、やっと創刊できました。一人編集でこの断と信見になっていることはご容赦下さい。マ我々の業務は地味ですが、その中から絵になる

四事件を第一面に掲げました。マご多忙の小池市長を理事長以下役員五名で訪ね、対談しました。一時間という短時間ではありましたが、公嘱調査士協会をよく理解していただいていることがわかりました。退室時の市長の力強い握手が今でも思い出されます。対談に先立ち、監理課の「野課長補佐には、何かと」尽力いただき、ここに御礼申し上げます。マ我々は、仕事柄境界杭を探して下ばかりを見る傾向にありますが、頭を上げて世の動きにも敏感でなければなりません。山論を賑わす行政改革の中に登記部門の外化が、行政改革会議の「中間整理」の中に盛り込まれています。登記に携わる者として、又国民に与える影響が大きい問題として、法務局又高山張所の統廃合問題と合わせて注目すべきでしょう。マ支所活動報告は各支所長に尋ねました。支所長から支所長への報告、情報提供をお願いします。

## Q&Aコーナー

Q 地積測量図には、申請人及び作成者が署名、捺印するようになっていますが、測量した者とその結果に基づいて地積測量図を作成した者が異なる場合、当該地積測量図に署名、捺印すべき作成者は、地積測量図を作成した者であると考えますが、いかがでしょうか。

## A

A 土地の調査、測量をした者との結果に基づいて地積測量図を作成した者が異なる場合には、土地の調査測量をした者が地積測量図に作成者として署名、捺印すべきである。(昭和六十一・九・二十九 民三第七七二号 民事局第三課長依命通知)

### 解説

(新井克美著 一問一答より)

地積測量図の添付の目的は、それによって申請に係る土地の面積測定の結果を明らかにすることにも、登記簿中表題部に記載した登記事項では表現することができない土地の位置や形状を図示し、更に権利等により現地が復元可能な限り、現地をより具体的に特定するためと解されている。

土地の取引当事者にとって土地の面積は土地の売買価格や債権の決定に際して重要であり、また、地区に準ずる図面しか備えられていない地域における土地の特定については、地積測量図の果たす役割は非常に大きい

ものがある。そこで、地積測量図には、申請に係る土地についての境界の調査及びその測量の結果に対する責任の所在を明確にするため、申請人のみならず、作成者についても署名、捺印すべき旨が定められている。

また土地家屋調査士及び公嘱調査士協会は、他人の依頼を受けて、不動産に関する登記について土地や建物の調査、測量し、その成果に基づいて登記の申請手続をすることを主な業務とするものである。土地家屋調査士法第二十一条から、土地、建物に関する調査、測量及び登記申請手続は、各々別のものではなく、調査、測量、登記申請の果たす役割は非常に大きい

請手続は、一連の業務であるといふべきである。このように解さなければ、土地家屋調査士又は公嘱調査士協会の専ら業務以外の者が一部を土地家屋調査士以外の者が行うことが可能となり、不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量、登記申請手続は、土地家屋調査士又は公嘱調査士協会の専ら業務とした土地家屋調査士法第十七条の六の趣旨に反する結果となる。

従って、申請土地の境界の調査をし、測量をした者として、その結果に基づいて地積測量図を作成した者が異なる場合における地積測量図を作成者欄に記載すべき者は、土地の調査、測量をした者であると考えられている。



### 第一七条の六 調査士は、その専門的能力を結集して官庁、公署その他の公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。



境界

境界

境界

境界

境界

境界

境界